

## マイナ保険証をお持ちでなくても

# これまでどおりの医療が受けられます！

※令和6年12月1日までに発行された被保険者証は、券面に記載されている有効期限まではご使用いただけます。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は廃止になり、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

そのため、12月2日以降は、新規発行や紛失等による再交付等が終了します。新規発行や再交付等を希望される方、有効期限を迎える方については、**マイナ保険証をお持ちでない方とお持ちの方とで下記の書類を交付することになります。**

マイナ保険証を  
お持ちではない方

### 「資格確認書」

を交付します

被保険者資格情報が記載されています。健康保険証に代わり、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方も含む

マイナ保険証を  
お持ちの方

### 「資格情報のお知らせ」

を交付します

ご自身の健康保険資格情報を確認するための書類です。

マイナ保険証が利用できない医療機関等でマイナンバーカードといっしょに提示することで保険診療を受けられます。

・後期高齢者医療保険に加入の方には、令和7年7月末までの間に限り、マイナ保険証の保有状況に関わらず「資格確認書」が交付されます。

・社会保険の加入・喪失による国民健康保険の加入・喪失の手続きは今までどおり必要です。

## マイナ保険証をご利用ください。

マイナンバーカードを保険証として利用するには事前の保険証利用登録が必要です。